保有個人情報開示請求書

									年	月	日
独立行政法人情	報処理推進	機構 殿							·		
	(ふりがな)										
	氏名						TEL	()		-
	住所又 <u>〒</u>	は居所									_
個人情報の保護 り保有個人情報のI			5年法律	第57号)	第77	条第 1	項の規	定に基	基づき、	下記の	とお
				記							
1 開示を請求す	る保有個人	.情報(具体	的に特	定して	くださ	い。)					
2 求める開示の	———— 実施方法等		己載は任	意です。	。)_						
ア又はイにOF ださい。	印を付して	ください。	アを選	択したり	場合は	、実施	の方法	及び希	き望日を	記載し	てく
ア 事務所にお	ける開示の	実施を希望す	ける。								
<u><実施の</u> <実施の希		<u>覧 □写</u>		<u>□</u> - 月	その他 日	()_
<u> </u>				/ 1	_н						
3 手数料の支払 3 ・	 方法										
ア、イ又はウ		に〇印を付	けしてく	ださい。	o						
手数* (1件300	•	アー現金	イ 爺	退行振览	└ ウ	郵便	小為替		(請求受	付印)	
銀行振込先:み											
(口坐名)独	は立行政法人	、情報	処埋推	進機構						
4 本人確認等											
ア 開示請求者 イ 請求者本人	• •	人 □法定	代理人								
□運転免許記□正報の	正 口健身	₹保険被保険 ★考証田書▽									
□住民基本部 ※ 請求書を説	台帳カード	(住所記載の	あるもσ.))	□その	他()	
ウ本人の状況等							<u> </u>	<i>J</i> C (1.			
(ア) 本人の∜		戈年者 (年	月	日生)	コ成年 額	皮後見ノ			
(イ) <u>本人の</u> E	氏名										
(ウ) <u>本人の</u> (エ 法定代理人が	主所又は居所 バ請求する場		ずれかの)書類を	提示▽□	は提出!	.てく t-	- さい			
請求資格確認]戸籍謄本					o C へん D他()	

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により 開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載 してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求 する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を 希望する場合の希望日、又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、 実施の方法は各行政機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合がありま す。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。現金、銀行振込又は郵便小為替のいずれかの方法により納付してください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第21条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、個人情報保護窓口に事前に相談してください。

(注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載 事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。